

コーポレート・ガバナンス

役員報酬の仕組み

取締役（監査等委員および社外取締役を除く）の報酬は、業績の反映および株主との価値共有という観点から、基本報酬、業績連動型報酬および株式報酬から構成しています。

業績連動型報酬については、連結業績を踏まえて、取締役の役位および担当事業の業績・成果等も勘案して決定しています。

株式報酬については、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託の仕組みを用いることとし、ROE等の、当社の中長期的な業績および株価に連動する指標等に応じて付与する株式交付ポイントに基づいて、当社株式の交付および金銭の支給を行っています。

監査等委員である取締役の報酬は、監査業務や業務執行の監督等の職務の適正性を確保する観点から、基本報酬のみとしています。

取締役ではないチーフオフィサーおよび役付執行役員の報酬の構成については、取締役（監査等委員および社外取締役を除く）と同様です。

役員報酬等の額

区 分	金銭報酬				株式報酬		報酬等の総額 (百万円)
	基本報酬		業績連動型報酬		人員(人)	総額(百万円)	
	人員(人)	総額(百万円)	人員(人)	総額(百万円)			
監査等委員でない取締役	10	268	7	176	4	87	532
(うち社外取締役)	(3)	(26)	(—)	(—)	(—)	(—)	(26)
監査等委員である取締役	5	210	—	—	—	—	210
(うち社外取締役)	(3)	(50)	(—)	(—)	(—)	(—)	(50)
合 計	15	478	7	176	4	87	742
(うち社外取締役)	(6)	(76)	(—)	(—)	(—)	(—)	(76)

※ 員数には、2016年度中に退任した監査等委員でない取締役4人を含みます。

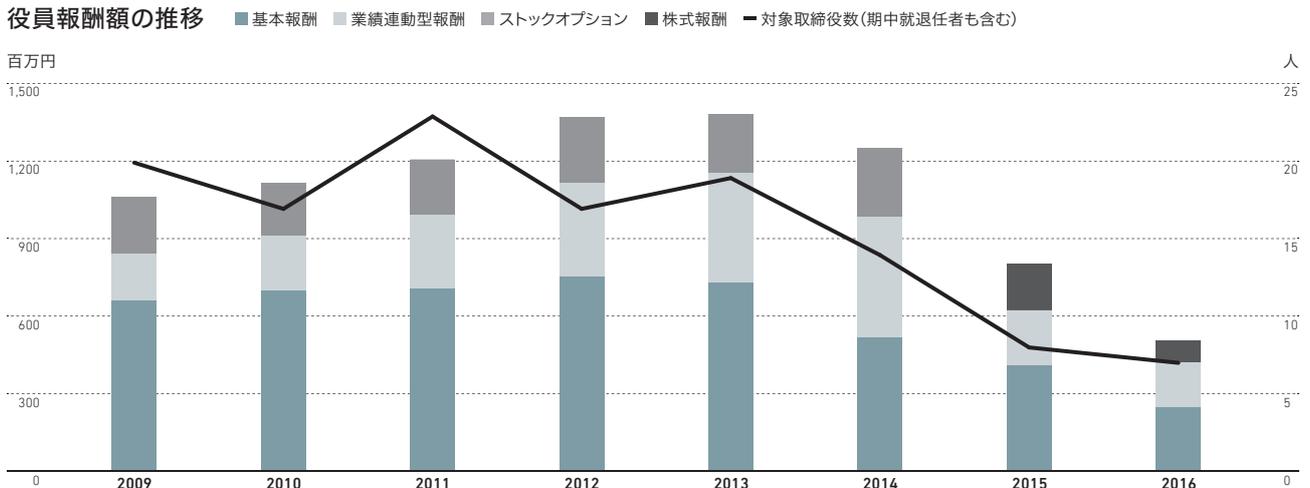
※ 監査等委員でない取締役に対する年度当たりの金銭報酬支給限度額は1,200百万円です。(2015年6月26日第90回定時株主総会決議)

※ 株式報酬の総額は、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託(監査等委員でない取締役(社外取締役を除く))に対し、各取締役の役位および当社の業績等に応じて付与された株式交付ポイントに基づき、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付または支給する株式報酬制度)に関して、当事業年度中に総数228,000ポイント(対応する当社株式数にして228,000株相当*)を付与した株式交付ポイントに係る費用計上額です。なお、監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)に対して年度当たりに付与する株式交付ポイントの総数の上限は、500,000ポイントです。(2015年6月26日第90回定時株主総会決議)

※ 監査等委員である取締役に対する一事業年度当たりの金銭報酬支給限度額は300百万円です。(2015年6月26日第90回定時株主総会決議)

※1 2017年10月1日付で当社株式については、10株を1株に併合することに伴い、同日以降対応する当社株式数は22,800株相当となる。

役員報酬額の推移



役員指名・報酬諮問会議

社外取締役5名全員と取締役社長のみにより構成されています。取締役候補者の指名、取締役の解任およびその他の幹部役員の選解任に関する事項や報酬等に関する事項*について、取締役会における審議に先立って社外取締役の意見・助言を得ることで透明性と公平性をいっそう向上させることを目的としています。2016年度は、役員指名・報酬諮問会議を2回開催しました。

※ 監査等委員である取締役を除く。

リスクマネジメント

当社グループは、多くの事業分野でさまざまな新しい取り組みや挑戦をする中で、持続的に成長してきましたが、併せて、大規模な損失も経験してきました。また、近年、事業のグローバル化と案件の大型化や技術の発展・複雑化などに伴い、発生するリスクの規模もさらに大きくなってきています。

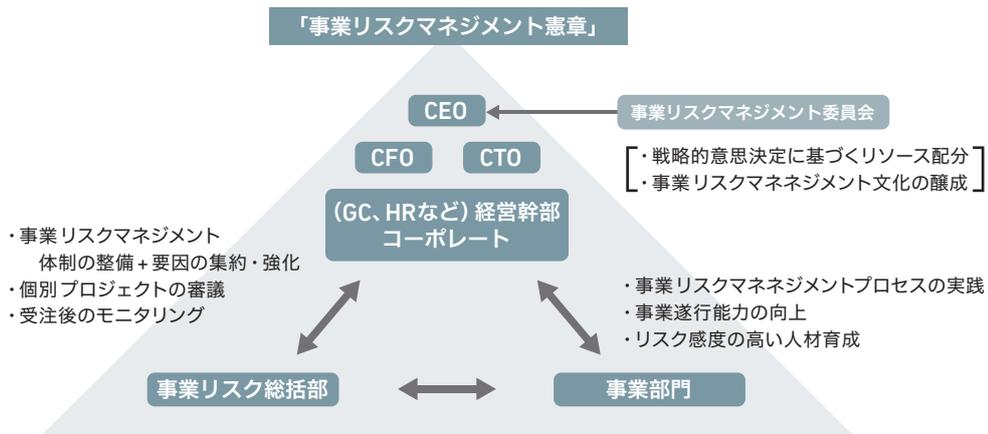
一方、絶え間なく変化する事業環境の中で、企業が持続的に成長していくためには、既存事業における改善・強化に加え、新分野、新技術および新しい顧客・地域への挑戦も続ける必要があります。かかる挑戦に事業上のリスクを伴うことは当然であり、その軽減能力の高さが企業の業績および成長性を大きく左右することになります。

このような挑戦を推進し、次の飛躍に備えるために、過去の経験と反省のうえに、事業リスクマネジメントを確実に遂行できる仕組みを構築するとともに、リスク対応文化を醸成し、たゆみない成長の基盤を築く必要があります。

体系整備

具体的には、下記施策により事業リスクマネジメント体制の体系化と経営幹部 / 事業部門 / コーポレート部門の役割明確化を図っています。

- 1** | 当社グループの最上位ルールとして「事業リスクマネジメント憲章」を制定
→事業リスクマネジメント対象の定義等を明確化
- 2** | CEO主催による「事業リスクマネジメント委員会」の設置
→トップマネジメントレベルでの対応方針協議



活動内容

当社グループでは、CEO直轄の事業リスク総括部を責任部門として、下記の活動サイクルに従い、経営者、事業部門、コーポレート部門の三者が一体となって事業リスクマネジメントに取り組んでいます。

